日本マネジメント学会機関誌『経営教育研究』投稿規程

１．本機関誌『経営教育研究』に掲載する原稿は以下による。

①　日本マネジメント学会会員からの投稿による「投稿論文」

②　日本マネジメント学会機関誌委員会からの依頼による「依頼論文」

③　日本マネジメント学会の諸活動にかかわる「関連記事」（学会記録，学会報告，書評等をすべて含む。）

２．本機関誌の発行は，原則として年1回（7月）とする。

３．本機関誌への論文投稿は，日本マネジメント学会会員に限定する。

４．本機関誌への論文投稿は，7月末日と1月末日を締切日とする。

５．本機関誌への投稿論文は，以下の通り「経営教育」に関する研究論文とする。

①　経営体の諸活動に関する実践的経営の研究

②　日本的経営および国際的経営の研究

③　経営者・管理者の実践的能力を育成するための経営教育の研究

６．本機関誌への投稿論文は，以下の字数制限等の要件をすべて満たすこと。

①　日本語原稿16,000字以内（本文・図表・表題・謝辞・注・参考文献等をすべて含む）

②　印刷仕上がりがＢ５版１段組（46字×37行）10頁以内

７．本機関誌への投稿論文は，未発表のものに限る。ただし、本学会で発表したものはその限りではない。原稿は電子媒体（ワードファイル，または，PDFファイル）を提出する。

８．本機関誌への投稿論文は，本投稿規程で明示なき事項は日本マネジメント学会機関誌執筆要領による。

９．投稿論文の取扱いは以下による。

①　機関誌委員会は，匿名のレフェリー２名による査読結果を総合して，掲載の採否を決定する。

②　機関誌委員会は，原則として本学会のホームページ等に本機関誌の内容を掲載することができる。

③　本機関誌に掲載された論文は，論文執筆者であっても無断で複製，転載することはできない。

10．原稿には，題名，所属，氏名，キーワード（５個以内），本文，図表，注，参考文献，英文要旨（120～150 words）を記載する。

11．原稿は，完成原稿として提出し，執筆者校正は一回のみとする。

12．原稿は，Microsoft Wordで作成し，以下のレイアウトによる。

①　A4用紙，縦置き横書き，46字×37行とし，上10mm下12mm，左右16mmの余白とする。

②　フォントは，ＭＳ明朝（英数字 century）10.5ポイントとする。

③　英字および２桁以上の数字は，原則として半角とする。

④　内容の配列順は，表題，所属，氏名，キーワード，本文，図表（行取りをして行数明示），（必要に応じて，※【謝辞】・【特記事項】），〈注〉と<参考文献>（9ポイント），英文タイトル，英文表示の所属と氏名，英文要旨，である。それぞれの内容は機関誌の刷り上がりと同じ行取りにする。原稿は合計10頁になる。

⑤　別紙として，11頁目 (刷り上がりの機関誌には掲載されない) に，邦文および欧文による氏名(氏: 大文字，名: 小文字〔ただし，書き出しは大文字〕による)，所属，題名，キーワード，邦文要旨（400字程度），連絡先の郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス（連絡先が複数ある場合は全て記載のこと）を明記する。

13．原稿は，原則として章・節・項の構成とし，それぞれ「1」，「1.1」，「（1）」の表示とする。

14．図表は，通し番号で示し，原稿に直接挿入するか，別ファイルで作成し本文中に挿入箇所を明示する。

15．注は，本文該当箇所に括弧付アラビア数字の通し番号で示し，本文末にその内容を一括してまとめる。

16．参考文献は，日本語文献，外国語文献の順に本文末に一括してまとめる。原則として，日本語文献は著者の「五十音順」に，外国語文献はファミリーネームの「アルファベット順」に列挙する。

17．参考文献等の表記は，著者名（刊行年）「論文名」『書名』出版社の順とする。論文名には「　」を，書名および雑誌名には『　』を付ける。欧文では書名および雑誌名はイタリックにする。

18．投稿論文掲載決定者からは，別途「掲載料」として10,000円を徴収する。論文掲載者には，論文掲載号を３部無償提供し，論文抜き刷りを実費で必要数提供する（抜き刷りは最低限30部以上）。

19．投稿論文の提出先および照会先は，以下の本学会事務局とする。

原稿の提出をはじめ執筆者と学会事務局間における書類のやりとりについては原則，電子媒体によるものとする。

　日本マネジメント学会事務局

　〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス2F （株）山城経営研究所内

　付則　本規定は2009年6月28日から施行し，

　　　　　　　　2009年8月30日から改定施行し，

　　　　　　　　2010年6月25日から改定施行し，

　　　　　　　　2011年7月1日から学会の名称を変更し，

　　　　　　　　2019年6月8日から改定施行し、

　　　　　　　　2024年3月16日から改定施行する。